2025年度茨城県GX産業創造促進事業委託業務仕様書

１　委託業務名

2025年度茨城県GX産業創造促進事業委託業務

２　事業目的

国では、2025年２月に、エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長の同時実現を目指すGXの加速に向けて、「GX2040ビジョン」が策定されるとともに、今後のエネルギー政策の方向性を示す「第７次エネルギー基本計画」や新たな温室効果ガス排出削減目標（2035年60%、2040年73%削減（2013年度比））を定める「地球温暖化対策計画」が改定された。

「GX2040ビジョン」では、DX進展による電力需要増への対応として、再エネや原子力などの脱炭素電源の拡大や、脱炭素電源・水素等の新たなクリーンエネルギー近傍への産業集積の加速の方針が示されるなど、「脱炭素電源」の重要性が強調されている。また、GXとDX技術の組み合わせにより、既存・新規企業双方において、GX素材やGX製品に至るGX型サプライチェーンの維持発展を目指す「GX産業構造」や、GX製品の国内市場立上げに向けた「GX市場創造」が柱に据えられている。

これらの動向を踏まえると、本県産業競争力の強化及び新産業の創出を図るためには、2035年に向けて本県において、GX産業の創出・転換・誘致を進めることが不可欠であることから、本事業では、2035年に向けた本県におけるGX産業創造に係るプロジェクト仮説を構築し、GX製品製造に必要となる環境整備に向けて、企業連携によるプロジェクト形成を図るとともに、これまでの本県における低炭素水素・アンモニア供給拠点整備検討のアップデートを図ることを目的とする。

３　委託期間

委託契約締結の日から2026年３月16日までとする。

４　事業内容

上記２事業目的を踏まえ、以下の事業を実施する。

（１）GX産業創造に向けたプロジェクト仮説の構築

・茨城県内の産業構造（日立・ひたちなか地域の電機機械産業の集積、鹿島臨海工業地帯の鉄鋼・石油化学産業の集積など）や脱炭素電源立地地域としてのポテンシャル、国政策動向等を踏まえ、2025年７月を目途に、2035年に向けて本県におけるGX産業創造に係るプロジェクト仮説とアプローチ方針を整理する。

・プロジェクト仮説の構築にあたっては、県内外立地企業を対象に、GX素材やGX製品製造に向けた現在の製品製造プロセスの転換の方向性、ニーズ、課題等のヒアリングを実施する。

・ヒアリングの相手方及びスケジュールは事前に県と協議のうえ決定し、ヒアリングの進捗、結果、課題等については、議事メモを作成し、順次、県に報告する。ヒアリング回数は延べ60回程度を目安とする（WEB会議の活用可）。

・プロジェクト仮説には、県内立地企業のGXに向けた業態転換及び県内における操業継続を支援し、国支援制度の獲得が期待できるなど、県内経済に波及効果が高い大規模プロジェクトを含めること。

（２）GX産業創造に向けたプロジェクト形成

・プロジェクト仮説に基づき、GX産業創造・転換・誘致に向けたプロジェクトの形成を図る。プロジェクトの実施主体は、原則として民間企業とし、本事業ではプロジェクト形

成に向けた企業間のコーディネート等の支援を行う。
・プロジェクト想定テーマは次の通り（例示であり、これらに限定するものではない）。
①県内製造業におけるグリーン製品製造サプライチェーン創出
②グリーン製品製造に必要となる脱炭素電源や原燃料（低炭素水素・アンモニア、バイオ、グリーンガス、ＣＯ２等）の確保と産業集積
・作業の着手順序・内容等については、県と協議のうえ決定する。
・企業支援の主な内容は次のとおりとする。
①企業へのプロジェクト実施の働きかけ
②事業スキームや支援メニューの検討、提案
③共通課題等を有する企業の探索、連携支援
④プロジェクト参画への合意形成支援
⑤プロジェクト毎のワーキンググループ（WG）の運営
⑥フィジビリティスタディ（FS）等の実施スキーム構築、プロジェクトマネジメント
⑦国支援獲得等に向けたサポート、支援制度等に関する国への打ち込み
⑧プロジェクト実装に係る計画策定、事業性分析　等

（３）低炭素水素・アンモニア供給拠点整備検討
・（２）のプロジェクト想定テーマのうち、特に、低炭素水素・アンモニアについては、これまでの県における検討結果等も踏まえながら、関係企業と個別協議や合同会議等を実施し、ニーズや必要インフラ、事業スキーム等のアップデートを図る。
・個社協議・合同会議の開催目安は、30 回程度／年とするが、事前に関係企業・県と協議のうえ必要に応じて適宜調整する。

（４）GX 産業創造に向けた WG 等の組成・開催
・国政策動向や支援制度、GX 関連技術動向などの情報共有や、GX 産業創造に係るプロジェクト形成を目的に、県内外立地企業や地元市町村、関係機関などのステークホルダーを対象として、年２回程度、WG 等を開催する。
・開催にあたっては、過去に実施した県主催の協議会や WG の開催経緯や開催結果を踏まえながら、2025 年度の開催方針やスケジュールについて県と事前協議のうえ、次の業務を行う。
①開催目的・位置づけ、協議事項、運営方針・実施計画の検討・整理
②座長及び構成員等の委嘱手続き
③座長等への旅費・謝金の支払
④開催に向けた事前調整、構成員等との連絡調整、開催案内、会場手配、設営及び撤収、機器及び消耗品等の準備、資料作成、当日運営、議事録及び議事概要作成等
⑤WG 等開催前のニーズ把握、事前説明等のための企業各社との個別打ち合わせ

（５）KPI
本事業の KPI は、2025 年度中のプロジェクト形成件数２件以上、参画企業数６社以上とする。
※企業間で共同で協議を行うことに合意形成が得られた段階でプロジェクト形成と扱うものとする（合同会議・WG 組成、FS 等の実施に向けた合意など）。

５　秘密保持及び個人情報の保護

（１）秘密の保持
受託者は、社内における情報セキュリティを確保するための体制を定めた要領及び本

業務における情報取扱者名簿を提出すること。

受託者は、本業務で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、県の承認を得た場合は、この限りではない。

（２）個人情報の保護

受託者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。また、委託業務を実施する上で取り扱う個人情報については、漏洩、滅失又は毀損防止、その他の個人情報管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

６　成果品

本委託事業の成果品となる報告書の作成にあたっては、構成や記載方式等について、事前に県と協議のうえ決定することとし、以下のとおり納品すること。

（１）調査報告書の紙媒体（１部）

調査報告書について、紙媒体で１部納品すること。

（２）調査報告書等の電磁的記録媒体（CD-R１枚）

調査報告書、調査で得られた元データについて、CD-R 等の電磁的記録媒体に格納して納品すること。

データは、Microsoft Office で作成し、茨城県において改変が可能となるよう、図表等の元データも併せて納品すること。

７　知的財産権の取扱い

本事業の実施による知的財産権の取り扱い及び受託者が複写・複製その他の方法により他の利用に供する場合については、本事業の委託契約書に定めるとおりとする。

８　会計関係資料の作成及び提出等に係る留意事項

（１）本事業に係る経費は、証拠書類に基づき精算する。一般管理費については、契約時に定めた率に基づき精算する。

（２）人件費については、各日の作業実績を記載した作業報告書を月ごとに作成し、当該作業日数及び契約時に定めた人件費単価に基づき精算額を算定する。

（３）本事業で対象とならない経費は次のとおりである。

・当事業との関連が認められない経費
・機械・機器等備品（取得価格 10 万円以上）の購入経費
・食糧費
・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

（４）当事業は国の交付金を活用して行う事業のため、会計検査院による実地検査の対象となることから、委託事業の関係書類は、事業終了年度以後、５年間は保存すること。

９　その他

（１）業務における協議・打合せは、業務着手時、中間報告及び成果品納入時に行うほか、県が必要とした場合は、随時、検討内容や進行状況について、協議・打合せを行うとともに、関係書類、業務報告及び業務進捗状況等の資料や情報提供を行うものとする。な

お、成果品等に不備があった場合には、本事業の委託契約書に基づき、県の指示により、受託者は速やかに対応するものとする。また、打合せ等の内容については、その都度受託者が書面に記録し、相互に確認しなければならない。

（２）この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に必要な事項は、その都度、県と受託者が協議して決定するものとする。

（３）本仕様書について疑義が生じたとき又は本仕様書に定めのない事項については、受託者は速やかに県と協議し、その指示を受けること。